陸上競技大会におけるリレーの服装について

【日本陸上競技協会の服装についてのルール「第143条 服装、競技用靴、ナンバーカード」第1項】

「服装 (1) 競技者は清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。その布地は濡れてもすきとおらないものでなければならない。また、審判員の判定を妨げるような服装を着用してはならない。〔注〕全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する」許容範囲として同じデザインであれば「ランニングパンツ」「スパッツ」の相違は認めることとしている。

【連盟の方針と可否のポイント】

- (1) ユニフォームの上は同一であること。
- (2) ユニフォームの下は同じデザイン(ベースの色・ラインの色形等)であれば、『ランニングパンツ』 『スパッツ』の相違は認める。
- (3) ユニフォームの中に着るもの(上下とも)は見える部分については、4名共に同一とする。

(認められない例)

- ①1名だけが中に着ている(見える)。または、1名だけ中に着ていない(見えない含)。
- ②4名共に中に着ているが、1名だけ色の違うものを着ている。
- ③4名共に中に同じ色のものを着ているが、形状(ネックタイプ・スパッツタイプ等)が違う(ハイネックとVネック・袖や裾が締まるっているものとヒラヒラしているもの)。

(認められる例)

①4名の中に着ているものの長さ(裾・袖)が違うが、色と形状は同一である。